

五月三日の会 通信

6

5月3日の会の一年間
神戸・六甲台から
神戸・関理学部から
日大・理工学部から
神戸・六甲台から(続)
	22	17	8	4	2

25.VI.1971

小川正巳

△五月三日の会Vが発足して一年になります。発足当時まで潜在的であったことも、この一年の間に顕現化し、岡山大の荻原氏等の人事院闘争、神戸大の松下氏の懲戒免職、公判闘争と展開されてきました。世評は大学闘争つとに過去形で語っています。世評のみならず、当の大学内部においてもそのような傾向が支配的です。しかしただたんに学生の運動の尻馬に乗っただけでないかぎり、いや学生の運動の尻馬に乗ったにしても、大学闘争において私たちが△原点Vを見た以上、私たちはそれを網膜から消すわけにはゆきません。世評は、特に大学は、それをことさらに過去形にして語ることによって消そうとしているようです。それだけに、見た△原点Vに忠実に、これを発展させようとする私たちには困難が加わってきたと言えましよう。たしかに私たちのまえにはだかる困難は大きい。

私たちはへこたれないようにしましよ。困難のなかで、志を失わないようにしましよ、生きのびるようしましよ。それぞれ置かれた状況も違い、力量の強弱もあると思いますが、へこたれないためには、志を失わないためには、生きのびるためには、それぞれ工夫をしなければならぬと思います。工夫のなかには、連帯を強め、連帯を拡げることが大切なことになると思います。

今年の五月三日(勿論象徴的な意味ですが)に立つて言えることは、昨年一年間に顕現化した闘争の継続強化とともに、昨年の五月三日の時点で考えていたよりもはるかに大きな困難が予想される今年一年のうちにおそらく顕現化されるであろう潜在的なかずかずの問題を、私たちがかかえているということ。△五月三日の会Vに関する限り、大学闘争はしだいに過去のものになってゆくどころではなくて、文字通り昨年の五月三日に発足したばかりで、これから重要度をましてゆくでしょう。そのためにも重ねて言いますが、へこたれず、志を失わず、生きのびねばならないと思います。

活動報告

——五月三日の会の一年間——

△五月三日の会Vについて

ご承知のようにこの会は、昨年五月三日の独文学会総会での、大
学闘争にかかわっての教員の不利益処分をめぐっての討論と、その
結果としての有志声明とを機会に、その声明の主旨にそって活動を
すすめてゆくために必要な、情報と意見を交換するための連絡組織
としてつくられました。問題が少しも解決せぬまま、たんに「過去」
へ押しやられようとしている現在、この会をかって生みだした必要
性は、増大してこそいても、けっして減小してはいないと考えられ
ます。私たちは、さらに多数の方がたがこの会に加わられることを
期待します。

会は、左記の二カ所に連絡センターをおいています。

(関東) 東京都練馬区貫井五―二―一五 浅野利昭方 (浅野
のほか、信貴辰喜、菅谷規矩雄が事務を分担)

(関西) 尼崎市水堂加茂五一 小川正巳方 (小川のほか、植松
健郎、野村修が事務を分担)

センターは、交互に△通信Vを発行するほか、連絡その他の活動
の媒体となります。

会員(現在約一〇〇名)は、必ずしも独文学員に限りません。通

信費として二〇〇円(切手代用可)納入されたかを会員とします。
会員には、できれば月額五〇〇円程度の会費の納入を期待します。
送金先は、振替ならば△京都三二二一四、五月三日の会Vあてに
願います。

会費は、さしあたり半額を救済積立金に、半額を△通信Vの印刷
・発送費にあてることとなっています。ただし現状では、別記の会
議報告からわかるように、ほとんど全額が後者で消えています。

△五月三日の会V会計は、目下のところ京大教養部の野村・池田
研究室におかれていて、そこに納簿もあります。これは全会員に
公開されていますので、会員のかたは、お茶を飲みかたがた「監査」
かつ歓談のために、京都を通過されるときにお立ち寄り下さい。

△五月三日の会Vの一年間

会は、発足のきっかけもなかった声明を、とりあえず五月四日現
在の署名者二一名の名をもって五月四日に、さらに七月二七日をも
って集計した七六名の名をもって七月二七日に、岡山大および神戸
大の評議会あてに発送しました。

会員間の△通信Vは、現在までに六号が発行されています。そこ
で扱われた主な問題を列挙してみると

1 岡山大の荻原・坂本両講師への「停職五ヶ月」の処分をめぐ
って

岡山大評議会は七〇年三月一四日、両講師へ処分にかんする「審
査説明書」を交付し、両講師の釈明要求や岡山大・広島大・京都大
ほかの教官有志の抗議を無視して、四月二二日に処分を発令した

(1号、2号参照)。これにたいして両講師は人事院に提訴し、八

月二四―二八日、岡山大人事院「公平審理」がひらかれ、これには
△五月三日の会V会員有志も岡氏の代理人として参加した(3―5
号)。

2 神戸大の松下講師への「懲戒免職」処分と起訴とをめぐって
神戸大C教授会は七〇年四月一五日、処分方針を決議して評議会
へ上申し、五月一八日、機動隊を学内へひきいれて松下氏を逮捕さ
せた。五月二三日、検察は神戸大教官の供述にもとづき、松下氏を

「建造物侵入、威力業務妨害」の名目で起訴した(号外、1号)。
七月三十一日、神戸大評議会は「懲戒免職」にかんする「審査説明書」
を交付。松下氏の釈明要求と審査過程公開要求、△五月三日の会V
や△岡山大・神戸大教員処分に反対する会Vそのほか多くのグルー
プ・個人の抗議と公開要求を無視して、八月中に非公開の「審査」
を形式的におこなない、1ヵ月半の「奇妙な沈黙」のあとの(二〇)月二六

日、処分発令(3号、4号)。他方、これと同調して検察は一月
七日、松下氏を「器物損壊」の名目で追起訴(4号)。学生4人を
も共同の「被告」とする裁判は、一月二四日、七一年一月二二日、
三月一〇日におこなわれた(5号、6号)。次回公判期日は未定、
おそらく6月ごろ。松下氏は一月、人事院に提訴しているが、人
事院はいまだに「公平審理」の日どりを明らかにしていない。(5号)。

3 各大学の状況をめぐって

東大闘争と東大独文院生についての日録的レポート(2号)。慶
応ドイツ語教員の生懸(2号)。東教大の専断について(3号)。
都立大―独文科教官への公開状(菅谷、4号)。仏文学会から―
「安東教授弾劾辞職勧告撤回要求決議」のその後(4号)。関学理

学部池田助手「免職」にかかわる諸問題(6号)。

4 発言

菅谷規矩雄―△松下V処分紛争決起集会への発言(2号)。

野村彰―△もの言うV苦痛について(4号)。神山義正―私自
身プラスなものかあてた断片(5号)

△会員諸氏への要請V

1 会の関東・関西の両センターへ、意見・批判・△通信Vへの
原稿を送って下さい。

2 会費のほか、松下氏闘争資金カンパ、教員相互援助基金(別
紙参照)を、できれば持続的に送って下さい。

3 松下氏にたいする公判の傍聴、近くひらかれる人事院審理へ
の代理人としての参加を、要請します。

4 松下氏から、「一、二、三回の裁判過程に対する批判をふく
む△起訴状V批判を、なるべく多くの人に文書で提出していただき、
それを△私Vの求釈明としたい」という希望が寄せられています。
積極的に協力してほしく思います。

5 不明・疑問の点は、センターへおたずねください。

神戸・六甲台から

求釈明書 (その一)

弁護団から提出されている求釈明書に釈明する前に、この求釈明書に釈明せよ。…：仮装被告(団)

全被告に対する起訴状朗読が終了した後で(註)、次の通り釈明を要求する。

(註) △私△は、人定質問を終了しておらず、起訴状が朗読される声も聞いていないので、起訴状朗読は終了していませんと考えている。もし、そうでないとすれば、その根拠を示せ。

- 一、起訴状を作成した人間が、四五、五、二三付のものと、四五、十一、七付のもので変っているのはなぜか。同じように被告も変ってよいか。
- 二、起訴状が、いくつかの雑誌、パンフレット、新聞などに、「国家の作品」とか「危険な思想」という題名で掲載されているの

動隊を控えさせておく裁判の運営方法の無法さについて、質問を集中した。そのうちの橋本君にたいし、裁判長は退廷を命じ、ただちに侵入した三名の機動隊員が橋本君を連れ去った。(そのさい、機動隊員が廷吏に、拘束ですね、と問い、廷吏は言下に——裁判長にも問わずに——拘束、と答えた。)——ところで、陪席裁判官のいる裁判では、裁判長は、被告の拘束のような重大な人権侵害を伴う命令を発するにあたっては、陪席裁判官と合議しなければならぬのだが、裁判長はそういう合議をしなかった。耳うちさえ、目くばせさえ、このときには見られなかった。この点を弁護人につかれて、裁判長は、なおかつ合議はなされたのだと強弁しつづけたが、あまりにも明白にその虚偽は全傍聴人に見てとられていたから、審理は停頓せざるをえなかった。この日の公判は、なんの進行もなく、これで終わった。けれども裁判長は、自己の非が明白であるにもかかわらず橋本君の拘束を解かず、かえって、全被告・傍聴人を強制退去させたのちに、橋本君を五日間の監置処分にしたのである。これも法の、ニンゲンテキでもあればふざけてもいる自己バクロのひとこまだった。(つぎの橋本君の抗告申立書を参照されたい。)

を、どのように評価・判断するか。

- 三、起訴状にある罪名は、建造物侵入、威力業務妨害、器物損壊でよいか。もっと別の罪はないか。
- 四、起訴状全体の表現は正確かつ、こっけいであるが、最も特徴的な例を上げておく。「く」の字形十二個」とは何のことか。
- 五、起訴状の記述に関して疑問を抱く人間が、法廷で一人ずつ発言していく場合それらの全ての疑問にこたえることができるか。もし、できないとすれば、その理由を示せ。
- 六、……

一九七一年三月十日

松下昇

神戸地方裁判所第二十一号法廷に

集まる全ての人たちへ

第三回公判経過

この日の公判も、こんにちの法のありかたをまざまざと見せつけた。公判そのものは、この日はまったく進行しなかったといつてよい。機動隊を背景とした強圧的法廷指揮に質問の矢を向けた△被告△にたいし、問答無用の退廷・拘束の命令を発した裁判長の指示なるものが、あまりにも明白に現行法そのものを踏みにじっていることを、弁護人が指摘したため、裁判長も審理を強行することをためらったからである。△被告△の学生、榎木・橋本両君は、最初から機

抗告申立書

神戸市東灘区住吉町赤塚山一八七二番地の一
神戸大学住吉寮内北寮四七四号室
申立人 橋本和義

申立の趣旨

昭和四十六年三月十日神戸地方裁判所第三刑事部(山下裁判長係)が、申立人に対して退廷拘束の決定を下した手続が、法廷等の秩序維持に関する法律第三条第一項に違反しており、訴訟指揮そのものが、再三にわたり違法であり、(裁判所法第七一条に違反)よって、申立人に対してなされた法廷等の秩序維持に関する法律に基づく制裁判は無効であるので、その制裁判を取り消し、申立人への執行をただちに停止すべきである、との裁判を求むる。

申立の理由

一、右裁判官は右日時、右法律に基づき申立人に対して監置五日の制裁判を行なった。

しかし、右裁判長が退廷拘束の決定を出す際の理由を発言禁止命令を無視し、法廷の秩序を乱したことをしているが、それは誤りであり、違法な訴訟指揮権の行使である。なぜならば、右日時の公判において、申立人の人定質問は終わっておらず、申立人は人定質問の意味するものをまづはつきりさせて、本質的に人定質問にこたえよ

うとして発言していたにもかかわらず、裁判長は「聞く耳をもたない」などと暴言し、硬直した態度のまま、申立人が人定質問にこたえないものと一方的に判断して、検察官に起訴状朗読を強行させた。そのとき、申立人が抗議の発言をしたところ、裁判長は発言禁止命令を下したのである。かりに、裁判官が、申立人は人定質問に応じないと一方的に判断するとしても、続いて起訴状朗読に入る前に検察官に本人であるかどうかの認定をさせるなどの、人定質問に準ずる手続を経るべきである。開廷後、裁判長は自ら、申立人の人定質問を進行させようとしながら、それに伴う諸手続を放棄して、つまり人定質問をおこなわず、起訴状朗読を行わせることは、全く違法な訴訟指揮である。申立人はそのことを指摘して発言したにもかかわらず、裁判の進行上の正しい指摘の発言が法廷の秩序を乱す行為とされ、退廷拘束の理由とされたことは全く不当であり違法である。被告人、傍聴人の指摘を無視し、一方的に検察官に公判廷を進行させようとした右裁判長の行為は、被告人、弁護人の正当な裁判権を侵害しており、傍聴人の本質的な存在理由を無視しているものである。

二、さらに、申立人は終始冷静に発言しており、裁判長が退廷を命じ、法廷警備員が申立人の身柄を移動させようとしたときにも、とくに抵抗はせず、抗議の発言をしつつ退廷しようとしたにもかかわらず、待機していた機動隊員がかけつけ、引きわたされる際、警備員が独自の判断で「拘束である」と述べ、その結果、裁判長はたんに退廷を命令しただけであるにもかかわらず、申立人の身柄が拘束されてしまったのである。このことは重大な事実であり法廷警備員や機動隊員が裁判長の命令に反して独自で行動したり、また、裁判

長が警備員や機動隊員に追隨して、命令を変更したりすることは、裁判所法七一条の法廷警察権の行使に関して違反しているものである。

三、さらに、一、二、に示したような違法行為をより明白にするものとして、裁判長は、陪審の裁判官と何の合議もおこなわずに個人的に、申立人に対して退廷を発言しているが、これは、法廷等の秩序維持に関する法律第三条第一項「前条第一項の規定による制裁は裁判所が科する」に違反している。申立人が一方的に退廷拘束された後、弁護団からの追求に対しても、あるときは「合議はしていないから」、「条件付で釈放してもよい」と述べたかと思うと、その直後には、「合議していた」と述べたり、裁判長の発言は転々とし、信憑性を失わせるものであった。弁護団、他の被告などは、合議していないこと目の撃者としての書記官の証言を要求したにもかかわらず、裁判長は一方的にこの要求を無視し、客観的な証言を封じたのである。

四、続いて特記すべきこととして、三月十日の公判において、前記のような重層した偽購に対する追求にたえかねて、裁判長は弁護団の異議申立を却下したが、それは、申立人を拘束してしまつた事実から逆規定されて、事態を隠蔽するため他ならない。でなければ、裁判長は、法廷秩序維持に関する法律第四条第三項に基づいて、必要な証人尋問等を当然しなくてはならなかつたはずである。

(イ) 異議申立が却下された後、傍聴席から被告席へ一人の人間が現われ、不当に拘束された被告が釈放されるまでその代りに自分が権利を行使すると述べ、被告席に着席した。そのとき裁判長は「そんなに被告になりたいのなら、ならせてもよい」というような発言

をしたので、さらに被告席に着席する人間もいた。

(ロ) また被告席の一人は、前記(イ)の人間について、また拘束される人間をここへつれてきて、いまず、制裁裁判を公開で開始するよう要求したところ、裁判長は一度は「その要求を受け入れるかどうかを合議するため休廷する」と述べながら、その後、前言をひらがえして閉廷にした。しかし「休廷にする」と言つた直後、裁判官は退出したので、いつ閉廷が宣言されたのか明らかでない状態が続いた。その間、被告の一人が裁判長席にすわって、裁判制度を解体する討論を呼びかけた。この呼びかけと前後して数名が、被告席、裁判官席を自由に歩きまわり、発言した。

(ハ) (ロ)の行動が、裁判の権威を著しく失墜させている。にもかかわらず、裁判官は申立人に対する制裁のみをおこない、また(イ)の人間たちによる裁判の本質的な意味の追求に全くこたえることができず、裁判の権威を自ら最終的に失墜させたのである。

五、一、二、三は、たんに法廷等の秩序維持に関する法律、裁判所法に違反するのみならず、それ以前の法廷指揮における重大な手落ちであり、直ちに、申立人の拘束に関する執行を停止し、申立人の直接の抗告、および必要な証人の証言を媒介としつつ(法廷等の秩序維持に関する法律第四条第三項)この手落ちに関する追求がなされるべきである。そのための貴裁判所による決定が、いまだたにおこなわれたとしても、申立人が被つた損害は本質的に代償不可能であり、ここには法体系をこえるほどの重い問題がふくまれているが、申立人として貴裁判所が少くとも、監置五日間の期間が終了するまでに、前記決定をおこない代理人弁護士あてに通知されることを要求する。

昭和四十六年三月十二日

右申立人 橋本和義

右申立代理人弁護士 樺嶋正法

大阪高等裁判所御中

神戸・関学理学部から

遠い風景からの・婉曲な余白の倒立へ

……この余白は批判の徹底化によって、黒々と塗りつぶされねばならぬ……(註1)

池田 研二

もっと先があり、その先から語りたから、ここから始めよう。空間の不均質な二点を結んで出立するために、ここから始めよう。だから、冒頭から始まってしまった。

対抗自主講座→新助手制度粉砕の△場▽が△私▽達を切迫し、外化したのが、これらピラ(言葉)群である。△場▽は対象への批判を内化するが、さて、それは如何にして△可換▽群たりうるか？

教学補佐・実験実習指導補佐に関する規定

(註2)

昭和四五年十二月四日 大学評議会決定
昭和四五年十二月十日 理事会承認

助手制度を改め、従来助手が果してきた業務を担当せしめる

ため、新たに各学部にて教学補佐および実験実習指導補佐をおき本規定を定める。

第一条 教育・研究ならびこれに関する業務を円滑に遂行するために各学部にて教学補佐および実験実習指導補佐をおくことができる。

第二条 教学補佐は当該大学院研究科学生の中から教授会の議を経て採用する。ただし、当該大学院研究科において博士課程の課程を修了した者を採用することもできる。

2 教学補佐の任期は一年とする。ただし、一年度の途中において採用した者の任期はその年度の終りをもって終了するものとする。

3 教学補佐は当該学部長の指示をうけ次の業務に従事する。

(1) 学期末および学年末試験の監督およびこれに附随する補助業務。

(2) 図書 の整理および保管に関する補助業務。

(3) 入学試験、入学式、卒業式およびその他学部の行事に関する補助業務。

(4) 学生の学習(実験実習を含む)の指導に関する補助業務。

第三条 実験実習指導補佐は大学卒業以上の学歴を有する者の中から教授会の議を経て採用する。ただし、大学院学生の方はこれを除く。

2 実験実習指導補佐の任期は一年とする。ただし、一年

度の途中において採用した者の任期はその年度の終りをもって終了するものとする。

3 実験実習指導補佐は当該学部長の指示を受け次の業務に従事する。

(1) 第2条3に定める業務。

(2) 高度の知識と技能とを必要とする実験実習の指導補佐業務。

(3) その他学部長が実験実習指導上必要と認めたる業務。

第四条 教学補佐および実験実習指導補佐に対して支給すべき報酬は別に定める。

附則 1 本規定は昭和四六年四月一日より施行する。

2 助手・助手補規定は昭和四八年三月三十一日をもって廃止する。ただし、昭和四六年四月一日以降は同規定による助手・助手補は任用しない。

3 本規定の改正は大学評議会の議を経て、理事会の承認を要する。

教学補佐・実験実習指導補佐の報酬に関する規定

昭和四五年十二月四日 大学評議会決定

昭和四五年十二月十日 理事会承認

1、教学補佐・実験実習指導補佐の報酬は以下の通りとする。

(1) 教学補佐 修士課程在学者 月額 三〇〇〇円

ため、新たに各学部にて教学補佐および実験実習指導補佐をおき本規定を定める。

第一条 教育・研究ならびこれに関する業務を円滑に遂行するために各学部にて教学補佐および実験実習指導補佐をおくことができる。

第二条 教学補佐は当該大学院研究科学生の中から教授会の議を経て採用する。ただし、当該大学院研究科において博士課程の課程を修了した者を採用することもできる。

2 教学補佐の任期は一年とする。ただし、一年度の途中において採用した者の任期はその年度の終りをもって終了するものとする。

3 教学補佐は当該学部長の指示をうけ次の業務に従事する。

(1) 学期末および学年末試験の監督およびこれに附随する補助業務。

(2) 図書 の整理および保管に関する補助業務。

(3) 入学試験、入学式、卒業式およびその他学部の行事に関する補助業務。

(4) 学生の学習(実験実習を含む)の指導に関する補助業務。

第三条 実験実習指導補佐は大学卒業以上の学歴を有する者の中から教授会の議を経て採用する。ただし、大学院学生の方はこれを除く。

2 実験実習指導補佐の任期は一年とする。ただし、一年

年額 三六〇〇〇円

博士課程在学者 月額 四〇〇〇円

および同課程修了者 年額 四八〇〇〇円

了者

学士たる者 月額 六〇〇〇円

年額 七二〇〇〇円

修士たる者 月額 八〇〇〇円

年額 九六〇〇〇円

博士課程修了者 月額 九〇〇〇円

年額 一〇八〇〇〇円

博士たる者 月額 一〇〇〇〇円

年額 一二〇〇〇〇円

2、報酬額の変更は大学評議会の議を経て理事会の承認を要する。

教学補佐・実験実習指導補佐・特別研究生の定員に関する了解事項

1、標記の三者は旧制度の助手の果していた業務または研究を受け継ぐもので夫々の定員は定めない。

2、各学部の三者への支給額の総額が、昭和四五年年度の助手・助手補・特別奨学金の支出額を基準に算定した下記金額を超えない範囲内で、各学部で三者への人員の配置を決定するものとする。

神学部 年額 三七八〇〇〇円

文学部	年額	一〇九八〇〇〇〇円
社会学部	年額	四九八〇〇〇〇円
法学部	年額	七三八〇〇〇〇円
経済学部	年額	七三八〇〇〇〇円
商学部	年額	七三八〇〇〇〇円
理学部	年額	一七九四〇〇〇〇円

附則

- 1、特別研究生は教学補佐を兼ねることができる。(特別研究生の奨学金は月額二〇〇〇〇円とする。)
- 2、旧制度の助手がなお存任している場合は年額一三〇〇〇〇〇円を上記金額より差引くものとする。

助手の任用に関する了解事項

- 1、助手は専任教員として将来昇進してゆくことを期待して任用するものであるので、当該学部教員の定員の枠内に算入される。
- 2、ただし、定年退職者の後任として助手を採用する場合には定年退職者の退職の時点に二年先だつて任用することができる。

速報

版6
一九七一・一・二二発行
理学部広報委員会

助手制度改革について理学会からの要求書

要 求 書

このたび、教学補佐、実験実習指導補佐に関する規定が決定されたということが、公開質問状の回答にありました。以上のごことは大学の研究教育機能にかなりの変化をもたらすものと考えます。それはまた教育を受ける学生にとって非常に重大な問題であります。しかしながら未だその新規定は学生に明らかにされていません。したがって新規定の内容、経過報告、及びそれに関する質疑応答を公開の場で行なうことを要求します。

日時 一月二〇日(水) 十二時三〇分より
場所 会議室
構成メンバー 理学部長、新規定に関係した教授
学生、助手は自由に参加できる
一月一八日
理学部長 渡辺得之助 殿
理学会 執行部

理学部長の回答

昭和四六年一月一九日

かの非可換場を旋りて、擬制の物象化、合理化粉碎ノ労働者、学友諸君ノ可換群ノ団へ結果せよノ(註3)

十二月十日の理事会決定による「教学補佐・実験実習指導補佐に関する規定」は①「改革路線」の欺瞞性が美事に暴露されたものである。②現助手の実質的首切である。③理学部教授会はただちに同規定の撤回を決議せよ。④欺瞞的改革案には一切従わない。

昭和四五年十二月十五日
理学部助手・池田研二

(註3)を書いていて気付いたのですが△私Vはピラとピラを重ね合せたとき生じる1ミリにも満たぬ隙間に消えることよって△場Vをより明るみに出し得るのではないかと……。△私Vが言葉の背後へ引き込んだ(或いは引き込まれた)ものとして立現れる△場Vとしての現△場V。普通、現場が労働(肉体労働)を現に行っている場という意味合をもつことは、二重に暗示的ですが、とにかく、△私Vにとって避けがたく現れるだろうという△場V……。

理学会執行部 殿

理学部長 渡辺得之助

一月一八日付 理学部執行部からの要求書に対し左の様に回答致します。

- 1、現在、年度末に当り、明年度の予算要求、カリキュラム編成、入試、卒業試験の準備、修士論文、博士論文の受理、審査、その他の事務が福湊していることは恐らく諸君の想像以上のものがあつて、助手制度の改革に関係した教師の大多数に急に集合し、長時間を割愛して頂くことは殆んど不可能でありますので、以下に私見を述べて要求書に対する回答と致します。

2、「教学補佐、実験実習指導補佐」に関する規定は学院広報6号(昭和四五年一月二二日付)に記載してありますので同封致します。

3、この規定の基礎的な考え方は去る一月二二日に理学部執行部からの公開質問状に対する回答で述べました。私共はこの新しい制度によって大学改革を一步進め自信をもって教育及び研究の責務を果すつもりであります。なお、新制度の審議の過程において理学部助手会よりの要望書も頂き、又新制度の決定した後において助手会の諸君と質疑応答の会をもつたこともつけ加えておきます。

4、諸君が危惧される点を具体的に示して下さいればそれに対してお答え致します。

以上取急ぎ回答致します。

公開説明会開かる 一月二日(木)

一月二〇日(水)、一〇数人の学生から公開の会をもつよう強い要求があり、誠意を示すべく二一日午後公開説明会が学部長、正副学生主任出席のもとに開かれた。その様子は以下の文書に示されてゐるので省略するが、結局、下記の2つの声明の立場をとらざるを得ないこととなった。

理学部長の声明

理学会執行部 殿

新しい助手及び教学補佐、実験実習指導補佐の制度の内容及び理念については、既に述べたところであり、これについて諸君の危惧のされる点があれば具体的に問うて頂きたいと云うことは既に書面で返答したところである。しかるに二一日の会合においては何ら具体的の問題に触れずに部長の責任外の問題の発言に終止している、このような会合を続けることは二月二〇日の諸君の要望にはずれたものであり、私としては二一日のよりな形での会合は打切りたい。諸君が真に危惧する点を文書をもって問合せて下さるならば喜んで返答する。二一日の会合での回答は冷静に考える暇を与えずに回答させられたものであり取消す。

一月二二日 理学部長 渡辺得之助

翌二二日公開の会を再度開らくという回答

なり、本学の研究・教育の向上に資するものと考えます。さらにまた、新助手制度と関連して新たに設けられる大学院特別研究生の制度も、大学院学生のうち、将来、学問研究に専心しようとする者に特別の奨学金を支給し、研究の改善に役立てようとするものです。

昭和四六年二月六日

関西学院大学学長 小寺武四郎

理学会執行部

梅崎道夫 殿

理学会長

……：◎一月一九日付、理学部長のハレンチな回答に対して翌二〇日抗議集会をもち、大衆的な支持のもとに二一日の公開説明集会の確約をとる◎全学的な集会として二一日をむかえたいけれど、時間的な制約(三十分)によって論点の煮つまらなまま、次回翌日二二日一二時三〇分から集会続行を確約しておわる。集会后、学生・助手・院生の討論◎二二日、学部長は一方的に出席拒否声明を出す。この様な回答をもって我々に対処してきたのは、彼等が醜悪な管理支配者としての性質をまさに露呈したものである◎この後、理学部において七〇年度生がクラス決議をもとに、学部長との話し合いを要求したけれども、彼等はあの醜悪な学部長声明を繰返すのみ◎一・二八全学総決起集会を通じて、全学的な形で小寺学長に対して同旨の説明集会を要求する。集会を踏えてオフィスマワー介入によって新規定に因して追及。彼は終始、言を左右に逃げただけだ◎……(三月二二日「新助手規定討論集会」資料より)

上ヶ原ジャーナル

昭和四六年二月八日 関西学院大学広報室

上記の昭和四六年一月二八日付要望書に回答いたします。

新助手制度およびそれに関する制度については、その最も直接的な関係者である大学院学生に対して、すでに新規定が配布されました。しかし、規定の詳細は、のちほど適当な広報メディアによって全学生が十分知ることができるよう考えております。したがって、要求書に述べられている公開説明会を行う必要はないものと考えます。それは多数の学生にことごとくを事実的に伝える方法という観点からみて、決して有効なものとは思われなからであります。なお、ひとこと、簡単に新助手規定のねらいを申しそえておきます。

本学では、従来の助手制度にみられた欠陥を改め、研究と教育をいっそう充実させるために、新しい助手制度を設け、昭和四六年度から実施することとなりました。この新制度によって助手は、一方で教員でありながら同時に学生であるといったいわゆる二重身分が解消せられ、完全に専任の教員とされました。しかも新助手は、将来昇進してゆくことを期待して任用されるもので、任期が切られておらず、身分の不安定という従来いわれてきた問題も解消されました。また、従来の助手が行ってきた、研究・教育上の補佐的業務(たとえば履修指導、図書管理など)を行なうために、新たに教学補佐および実験実習指導補佐の制度が設けられました。このような改革により、新制度の助手は安定して研究・教育に専念できるように

白いシートを聖マリアの血で染めよ!

擬制の共同性を△可視的領域▽へ

狂殺された沈黙の淀みを破って、われわれは断言せねばならぬ。敗北の決して贖うことの出来ぬ悲惨の深みから断言する。「改革路線は欺瞞的だ」という批判的心情に内屈しつつ、どうしようもなく再編成された大学秩序のなかにドブアリ浸り込んでいては最早だめなのだ。決定的にだめなのだ。(改革路線が欺瞞的であること位、誰しも思っていることだ)。そうではなく、われわれの存在、△四肢的統体▽を切り裂き、個別化し、再編して止め、この改革路線の擬制としての共同性、抽象性をはっきりと△可視的領域▽に引き出し、そこへ向けて、一切の根底的批判の鉄槌を打ち下さねばならぬのだ。

いわゆる、小寺近代化路線なるものを、ひとたび擬制の物象化過程として把握するならば、私学存在の社会的根源矛盾(敗政的危機↓学費値上げによる収奪の悪無限的循環)を体制的に解決せんとする政治的結節点に向けて、大学における一切の△関係の総体▽を再編し、制度的ヒエラルキーを完成する動向を、△関学六項目斗争▽の敗北による悲惨の深みから看取せねばならぬ。いまこの様な物象化の過程を、われわれの△可視的領域▽へひき出し得るほんの端緒を、把んだばかりである。これが「助手新規定」なるものへのわれわれの基本的視点である。理学会執行部と共に、小寺学長に「助手新規定」に関する公開説明集会」を執拗に要求するものそのためである。

だが、学長は「有効でない」と一方的に拒否回答を行い彼等の欺瞞的姿が露呈するのを恐れ学生大衆の前に現れようとしないうのみならず、「助手新規定」の本質を隠ぺいし、厚顔無恥で醜悪な宣伝を行なっている（上ヶ原ジャーナル 625）

この醜悪な学長回答を批判することを通して「助手新規定」の本質を以下明らかにしたい。

回答の内容たるや「新規定は研究と教育を充実させ、いままでの欠陥を改善して大変ケッコウである」と結構づくめである（こんなチロコイ作文でわれわれをゴマカシ切れると思っているのか）

① 回答によれば「最も直接的に關係あるのは大学院生」と述べているが、そうではない。「最も直接的關係があるのは現助手なのだ。これは作意的問題のスリカエであり、本質の隠ぺいなのだ。

なぜなら、現助手は全学で約四五名いるが、これを改革案という名の下に、制度的に切り捨てる、つまり、事実上の大量首切りである。この重大な事実一言も触れていない、触れる事を避け、意識的に問題をスリカエルという破レン取極まりない行為である。

現助手が余儀なくさせられている三年契約は労働法違反である。「大学の自法」「学問の自由」を唱える八大学Vが違法を論拠にして、現助手の首を切るのだ。「人間疎外に警鐘を打ち鳴す」とホザイタのはドコノドイッダノ

② 「新助手はスバラシイ」と回答で述べているが、新助手の定員も財源も確定していない点からすれば名目だけのものであり、現助手の首切りに成り立ったものである。ただ欠員があった場合は、採用してもかまわないというのだから、助手というより、講

師なのであり、「講師と呼ぶべきもの」とは学長自身が明言している。このことによって、教授↓助教↓講師↓助手の系列化を確立し、階層性のヒエラルキーを確立せんとするのだ。

③ 実験実習指導補、教授補佐は完全アルバイトであり、「雑用」という形でもって、研究、教育活動の実務を、彼等に肩代りさせるものであることは、城崎代理が明言している（朝日新聞）

以上①③で明らかのように、この「新助手規定」こそ現助手の大量首切りとアルバイトの採用によって、大学秩序のヒエラルキーの確立、大学院生の秩序へのだき込み、さらには、教育のマスプロ化サービス機関化、これらを財政上の強い要請をもって断行しようとしている。つまり、来るべき体制的、財政的危機を乗り越えるための彼等なりの準備、布石であるのだ。

この現実的、具体的過程が「研究教育の充実」「教育の機能化」「研究体制の合理化」あるいは「大学の自治」などという幻想をイデオロギー的に肥大させつつ進行すると同時にわれわれを包摂した授業、試験……という形式で日常的に補完せしめられ、構造をもつ、この擬制の物象化の過程をわれわれは徹底的に粉砕するであろう。

助手新規定粉砕ノ 小寺近代化路線粉砕ノ

理学部共斗会議
全学活動者会議（準）

（注1）「業務」といわれているものを、ほとんど拒否しているが、「助手制度改革」に対する批判として、自己の立場を明らかにすべく、試験監督拒否を、再度理学部教務主任、納教授に解答。不撤退の意志としてピラにした。冒頭はその書き出し。

（注2）「大学改革」（V）に伴う「助手制度検討委」（助手は

入っていない）で第一次答申案が六九年一月二月出た。七〇年二月「移行措置」を決める。これは、新制度の内容も未定のまま、七一年四月より、現助手の任期の延長は認めず、新制度に移行するとい

うもの。七〇年九月、第二次答申案出た。この段階から理学部からクレームが出て手直し（評議会）。理由は、移行措置で完全に現助手を切ってしまうと現在行なっている研究・教育の実務が不可能になるというもの。これが後に教学補佐・実験実習指導補佐に連な

る。一二月、理事会最終決定。この「規定」による教学補佐・実験実習指導補佐は教員でない。組合員であるかどうか明らかでない（給与でなく報酬ノ）研究費・交通費は出ない。他の身分的保証があるのか、どうかも明らかでない。従来は助手に、三年の契約年数があり、大学院生が助手にもなれるという「二重身分」があるのは「私学的特殊事情」だったとして、新助手に改めたとい

う。その新助手は「当該学部教員の定員の枠内に算入される」と述べる「定員の枠」とは、現助手の定員（全学で約四五名）を切り捨てたものである。つまり教授から講師までの、定員の枠内で欠員があった場合は、助手として採用してもいいというものである。従来は助手の任期は事実上延長されていた（五年〜六年）が、この「規定」

によって、現助手の大多数が、教学補佐、実験実習指導補佐になるが、さもなくば、「医学」の外に出るかを「大学改革」という名の下に強制させられようとしている。（新助手は欠員がある場合に限るから少くない。）

「実支出額を基準に算定した下記金額」とは実支出額の八五多である。つまり縮小した予算の枠を固定化している。給与ベースはな

（注3）立看（一月一日、理学部支関前）。ここで「かの非可換場」と、前提的に書いたのは外でもなく、対抗自主講座V（大鹿教授の講義に対する受講生諸君のポイコット宣言に始る。六九年十一月〜七〇年七月）で獲得したものであるから。

「……普遍的質を無限に展開できる可換性を手にしてはいない。AはBにもCにも可換しない。しかし来るべき、あるいは、未知の為に可換であるようなAとしてあり得るためには、Aを含む、この非可換の場（ボールを、同じことだが、錐穴を穿つ。一つあるいは無数のボールを含むAは、もはや非可換のAではなく、A'であり、A'でもある。……いまAわれわれVは一つの単位を拒否して、

対抗自主講座に結集することによって、非可換の場へ錐穴を穿つ。しかもなおAわれわれVを展開できる可換群へ」（錐穴を穿て、この非可換場へ）なお、A対抗自主講座Vに恐怖した秩序は、「業務拒否並びに授業妨害」（小島学部長通達「五月十九日付」）によって「処分」を計って来たが、A対抗自主講座Vの反撃の前に、小島学部長辞任、大鹿、金野両教授の辞職という前代未聞の茶番劇を演じてみせてくれた（八月）

（注4）これに関して、関西学院大学教員組合はいまのところ次の様な立場をとっている。

1、改革の過程に当事者である助手が殆ど関与していなかったこと

2、新助手制度の検討・確定以前に現行助手処遇を決定したこと

3、教学補佐、実験実習指導補佐制度を併用することによって、事実上身分および利益を失う者のあること

4、学部により慣例上採用期間が長い場合には、移行措置が厳しす

ざること。

以上の点を考慮して、大学教員組合は、現行助手の移行措置を昭和四八年三月まで延長されることを要望します。以上の要望書を大学評議会宛に提出した(組合速報、二月二日付)。それに対する解答はまだ明らかにされていない。

(最後の自註) 収奪した時間性あるいは彼等のタイムテーブル。……：△私V達と対応することを一切回避したまま、一通の書留速達がどこからともなく舞い込んできた。「……貴殿は助手・助手補規定により、この三月三十一日で満期になります。以上御承知置き下さる。」(差出人小寺学長印)、一体これは何のつもりか?

附記

1、三月十八日、組合の要望書(註5)に対して、学長は「大学評議会では正式の議題として取りあげるべきでない」という破廉恥極まりない回答を行なった。

組合は再度、回答を求めて質問書を提出したが、四月八日現在学長がどの様な見解を示したか明らかにされていない。(助手新制度は四月一日から実施)

2、「規定」には任期の延長を認めないとは明記していないので、渡部理学部学長宛に「助手任期延長の申請書」を提出したが、(三月二十六日)「規定の附則」によって「延長は認められぬ」という見解を示した。

これは前述の「移行措置」を、この様に明文化したということである。

日大・理工学部から

藤田助手△辞職勧告V問題に関連して

——私大処分等・処分問題の分類を拒否する——

徳 永 旻 (日大理工)

I

誤解されることを恐れずに、敢えて逆説めいて、または粗っぽく云うならば、大学で処分される者は幸せ者であるだろう。

別に底辺部の階層を想定するまでもなく、同じ大学の、同じ身分層の中に、この畸形な手かせ、足かせから逃れ得ぬと観念した部分が存在する。彼らは、不断に恫喝され続けるであろうが、決して処分などされない。たゞなしくずし的に死ねと宣告されているだけだ。被処分者たちだって、やがてまた別の鎖につながれることになるだろう。だが彼には、少なくとも彼が闘い続けている間は、現情では未だ束の間であるにせよ、解放の時が与えられているのだ。

この幸せである者の義務は、それ故、その他の人々の内なる原始の魂を揺り動かすことにあるべきだ。彼は、彼のみが、処分を顕在化させ得たことによってかえって客体として凝結した。彼独りが弾圧者たちの言葉で(近代合理主義の言葉で……、つまり我々には固

3、神戸地裁(「地位保全等仮処分」の申請書を提出。(四月五日)理工学部において四一六号室(元大鹿教授室)を断固として占拠し、自主講座続行。テーマは「非可換場への方法——近代にあるいは「近代化」批判——」(四月八日記)

有の言語が存在しないので)、はじめて外界とコミュニケーションで

きる。とは云うものの、抑圧を意識した者が己れの権利に裏打ちされた論理学を単純に楽しめるウララカな時期は過ぎ去った。司祭がフロイド流の症例に合致するものを魔女とすると、抗弁する言葉は最早展開し尽しても実体そのものには収斂しない。つまり、機会はその易々とは与えられないのだ。

少数の例外を除いて、大学当局も自ら言明するように△処分などしていないVのだ。即ち、大学に於ける教員処分はほとんど存在しない。日大のようなどころでも、教授会決定による公式懲戒免職処分は農獣医学部小林忠太郎講師に尽きる。ただし、この「ようなどころ」の伝達する内容の持っている意味合いを我々はよく考えて見なければならぬ。さらに十二項目にわたる彼に対する処分理由には、△公式Vと云えるのかどうか。だが、弾圧を受ける側にとっては公式か非公式か(合法か非合法か)という所に何の不連続面が存在する訳でもない。トータルな抑圧の渾沌の中から、己れの被処分者像を浮彫りにし、その姿を内外に表明することは、論理学を楽しむことよりも一層、きびしい知的ペイシェンスを要する作業である。

我々をとり巻く外界の腐蝕は著るしい。(手足を用いることを断念した者にとって、手かせ足かせは最早桎梏でも何でもないのであるうか。)そして、処分のため最も狂奔している者たちが、最も被害者づらをしてるのはどういう訳であろうか。

次に掲げる文書は、昨年暮から本年正月にかけて、藤田氏を村八分的に追い出した日大習志野校舎物理教室有志が全国各大学へ配布したものである。もっとも配布先は主に物理関係の研究室宛だったようなので、(彼等は、我々の及ぶ範圍はせいぜいそんなところだとも考えたのだから。)我々は彼等に代ってその主張を広告することにする。

「研究室各位」

最近、私達の物理学教室に所属する徳永、藤田裕幸(二月二六日辞表提出)両氏より、藤田氏の二重籍(日大助手と都立大大学院博士課程)の問題についての教室の議論および処置に關連して、事実誤認と主観的憶測に基づいて教室を中傷する文書が各方面に配布され、また朝日ジャーナルへの投書もなされています。その結果、いくつかの大学の教官有志より一方的な「事実」認識に基づく抗議文がとまっています。

藤田氏の二重籍問題に關しては、昭和四三年春教室会議で問題となりました。二重籍は本大学では認められていないし、教室としても他の助手との關係で彼だけを特例として許すわけにはいかないことが決定されました。私達はこの問題を公けにしないで教室内で穏便に処置することにし、二年半にわたり大学院をやめるように説得してきました。彼は私達の説得を無視し、大学院の課程修了を果たそうとしてきました。今回教室会議において再び大学院をやめるよう都立大の指導教授と相談して説得することが了承されました。したがって、「辞職勧告」とか「懲戒免職上申」等は事実反していることが明らかです。

徳永氏について、「当面処分する理由が見当たらない」と教室会議

で話されたと云われていますが、このような事実は全くありません。私達は、ここで事実経過をくわしく述べると、両氏からの文書類を読まれている第三者に対し私達の一方的見解を押しつけ、偏見を持たせる結果になる怖れがありますので差控えますが、これらの問題について、もし貴研究室で疑問を持たれたり、事の真相を知りたいと考えられる方がおられるならば私達は喜んでこれに応じるつもりです。

昭和四五年二月二五日

日本大学理工学部習志野校舎物理教室

有志七名署名

我々はもうこれに対して

「弾圧者たちの論理」(日大教員共闘弾圧糾弾委員会発行パンフ)でやったような迷語的反論をするつもりはない。「二重籍」を認めない法規は日大のどこを探してもないこと(慣例?)すらもない。藤田氏の「A任期切れで首を切られないとは保障できない」と一方で云いつつ、他方で「二重籍を解消せよ。」と迫ることが、公的にせよ私的にせよA辞職勧告でないのか。という公開質問状等の疑問に、他大研究室には「喜んでこれに応じる」人々が一度も答えられなかつたことのみ指摘すれば十分なのだ。

(東大教養学部の一校舎の壁には、上記文章と我々の抗議とが御丁寧に二つ並べて貼ってあったそうだ。これぞ正しく純粹客観中立主義の見本ではないか?)

私は目下藤田問題に關して華々しいアジェンダを展開するつもりはない。藤田氏自身の書いた経過報告をそのまま以下に再録する。弾圧の実情などは言葉にすれば雑然とした矮小なものになって

しまふ。かくして「事実」までが多数決で決められる。!!

処分の経過 (藤田裕幸)

一九七〇年十一月七日、物理教室は、理工籍講師以上及び生産工の玉井教授を召集して教室会議を開いた。議事録は無かったが、出席者の口からもれた会議の内容は次のようなものであった。徳永講師と藤田助手が、いろいろ問題をおこしてこまる。藤田助手は、他大学院に在籍しているから、二重籍を解消するように迫ればよい。徳永講師の場合は、当面、さしたる理由がつけにくい。例えば「五項目の処分理由が出た場合一から一〇までは、物理教室としては、彼の生活権を防衛するために、反論するであろう。組合は、(この席に組合がどう関係するのだ?)三から一二までは反論できるだろう。しかし、残りの三つについては仕方がないから彼は処分されるだろう。徳永講師には、直ちに手をつけることができないが、藤田助手に關しては、直ちに実行に移す旨決定され、兼松助教は、結果を、十日後に報告することになった。

実は、この会議に先立って、充分な準備工作がなされていた。M助手は、物理学会秋の年会のプログラムの中から、(私)が、他大で学名で発表していることをさがしだし、そのことを学外の某氏に通報、某氏が、都竹教授に連絡するという手のこんだ芝居が打たれた。その結果、私の二重籍は、外部に知れたという実績が作られた。同時に、O、S両助手等は、学生職員に至るまで、「アイツは、二重籍でケンカラン」と、情宣を始め、助手層から、つき上げがあった

旨の実績を作り上げた。

さらに、これら民青グループは、習志野祭期間中の私の行動を追跡していたと思われるいくつかの事例があった。

ある助手は、彼の担任の学生が、講演会に介入した理由で、生産工学部上司に呼びつけられた。その際、私が、日大全共習志野斗争委員会の集會に参加している事実を告げられ、その現場写真を見せられた。その写真をとったのが、物理の助手であることをほめかされた。十一月四日の事であった。

十一月七日の午前中には、すでに、藤田が処分されたという情報が、学生からもたらされた。教室会議の二時間前である。

習志野祭における私の右翼との対応と、これらの事例から、この教室会議が、どこかで仕組まれた茶番であることは明白であった。

私は、これに対し、直ちに公開質問状を作成し、十二日に、各スタッフあてに提出した。質問は七項目に及び、教室会議が人事の問題を扱う不当性を追求し、又、政治的処分についての本質を明らかにするよう要求した。回答は、教室としての責任あるものと同時に、各スタッフ各々の主体的なものを要求し、期限を二十日とした。

学生はいち早くこの動きを知り、公開質問状を手に入れ、全学生に配布した。連日クラス討論が開かれ、数千のビラが投入された。松平助教は、何度か、学生の大衆団交の場に立ち、質問状に關しては、デリケートな問題であるから、公の場では答えられないと述べ、学生の非難をあびた。教室内には、回答の試案が流された。内容は知ることが出来なかつたが、私個人に対するヒポウチュウシウに満ちあふれており、矮小な手続論に、終始していたとの情報もたらされた。しかしどういふ訳か、二〇日を過ぎても、私の手許

には、個人のものも、教室のものも、回答書は手に入らなかった。

物理教室は、外部からの情報を一切絶つことにより、一部民青グループの一方的な情宣のもとに、集団ヒステリー状態へ追い込まれていった。それは主に、学生が動き出したために、上部から、その不手際を責められることを恐れるが故のものであったと想像される。この間、活発に、教室内で動きまわっていたのは前記民青グループの助手たち、O、M、S氏等であり、彼等は明らかに物理教室一部教授・助教授の指揮の下に動いていたと思われる。

私に対しては、あらゆるルートから、アメとムチの恫喝が加えられた。

「物理学会から追放されるだろう」

「一生物理をやるつもりなら、早く辞表を出した方が君の為になる」

「このままだと、大学院の方からも、追い出されるだろう」

「今、辞表を出せば、何事も無かったことにしてやる」

「辞表の日付けは、質問状の出た十二日にしろ」

「履歴を偽っていたのだから、今まで日大から得た給料は全部返せ」

こうした恫喝は、親友らしくふるまう同僚や、研究室上司から、直接受けた。さらに、二日ばかりで、私の両親の電話番号を探し出し、両親に対しても加えられた。当然、大学院の教授にも、あからさまな恫喝を要求する電話がかけられた。

「このままだと、明らかに懲戒免職になるだろう」

「このままだと、明らかに懲戒免職になるだろう」

というのがそれであった。

何故懲免になるのかを問うと、必ず口ごもり、とにかく、これたとずいて行動したことを反省し、陳謝して、辞表を提出した」という内容のものであった。都竹氏の署名と、捺印がある文書であった。これは、私の全ての斗いを、まっ殺するものであり、学生の斗いを、押しつぶす意図がありありと見えた。私は、即座に抗議文を、配布した。

事が済んだつもりになっていた教室は、再び、大衆的ヒステリーの発作をおこした。友人がその夜私の家に来て、「又、懲戒免だ。我々の努力を踏みにじったから、絶交する」と、大声で、怒鳴って帰った。その夜、私は、再度都竹氏に電話して懲免云々の事実を確めたことが、再び陳謝したことにすり返えられ伝えられた。

七一年一月現在、私の質問状に答えない物理教室のメンバーから各大学へ事情を説明することを頼った怪文書が出回っている。これは既に生活権を奪われた私への露骨な、再就職妨害と考えざるを得ない。

III

藤田氏処分に対する闘いは、学生の絶大なエネルギーにおぶさった。はなはだ不徹底なものであったと云わざるを得ない。しかし、現在の我々ができることは何度も同じことを繰返すことしかないようである。この問題の明日への総括は「かくかくしかじかの状況にある。」というような処分問題の分類等ではない。それならば、我々は後退して行くのみであらうから。現在、いわゆる一連の造反教官処分に、法政大学文学部佐藤助手処分決定、理科大理工学部宮内成瀬両氏の辞職勧告が追加された。我々は形骸化された「支援」を否定することよりも、むしろこれらの問題に極く人間的に関心を示

け二重箱が公然化したのだから、当然懲免であると言うのだった。「とにかく不愉快だ、こんな問題を公開すること自体が許せない。皆に陳謝し、出てゆくべきだ」

これが、平均的意見分布であった。もちろん、ノンボリの助手の中には、こうした方向に反発を感じている部分もあったが、一言でも、弁護しようものなら、まきぞえを喰って処分されるかもしれないという恐怖がつきまとい、うかつに口を出せない状況であった。中世の魔女狩りにも似た集団ヒステリーがはつきりした形で出現した。集団ヒステリーはアウシュビッツに通ずると、羽仁五郎も述べている（都市の論理）が、日大アウシュビッツ体制は、かくして支えられているのだ。

質問状の回答書が得られないまま、二六日になって、物理教室は、会議を開き、藤田は懲戒免職が妥当であるとの上申書を学部当局に提出することを決定した。一切の論理的対応を欠した、強権的手段である。学部教授会の大半は、強硬に、処分を主張する部分で占められており、私は、辞表提出のやむなきに至った。二七日、先ず、兼松助教授に会った。彼は、私に、ありつただけの悪口雑言をはいた。とても、ここに再現できない程それはすさまじく、非論理的感情論であった。

その足で理工学部本部のある駿河台へ、都竹教授に会い、辞職願を提出し、若干の話し合いを行なった。双方が、主張を述べ合うと、いった話し合いであった。

二八日に、物理教室内に、通知が配られた。

「藤田氏の進退について」と題された文書は、次のように述べられてあった。「昨二七日、藤田氏は、当時の状況から、誤判断にも

めすことから出発する必要がありそうである。

(一九七一年四月五日)

神戸・六甲台から(続)

要望書

第一回公判における松下昇の表現行為に対して過料三万円の決定がなされ、その後、刑事訴訟事務室から、数回にわたって納付督促がおこなわれていますが、いくつかの特殊な条件、たとえば、一、表現行為と三万円の関係が、この社会の全労働過程の中でどのような位置をもつか明らかにされていない、二、松下昇は以前の勤務先からの収入がなく、生活が不安定であり、支払能力がない、三、かれをふくむ被告団全体の表現行為は、たんに法廷の秩序維持の観点からはとらえきれない何かをもっており、公判過程の進行と共に少しづつ、その意味を開示するのであるから、性急に判断するべきではない、という点を考慮し、制裁裁判の決定および納付督促を少くとも全公判が終了するまで保留されるように要望します。

付記

- a、できれば、文書による回答を要望書あて送付し、同時に、刑事訴訟事務室へ連絡して下さい。
- b、要望書および、三月十六日付の申入書(次回公判の期日などに関するもの)について疑問の点があれば、いつでも問い合わせ

て下さい。私たちの方でも、さらに申入、要望などの必要があれば、これからもくりかえしていくつもりです。

昭和四十六年三月三十一日

仮装被告(団)

神戸地方裁判所
連絡先 神戸市灘区高羽桶丘十
第三刑事部御中
松下昇

いくつかの報告とお願い

一、三月十日の第三回公判で私たちの一人が監置五日間の制裁をうけたので、私たちは抗告書を大阪高裁あてに提出し、五日以内に決定をたすことを要求したのですが、現在まで決定はもちろん公判調書さえも出されていません。しかも、拘束に至る経過や、法体系の矛盾をめぐりだしている抗告書の追求を逃れるために、抗告書を参考にしつつ(19)公判調書を作成しつつあるというありさまです。これに対して当日、参加した各人が抗告申立補完書を提出して権力を追いつめて行くつもりです。

二、昨年の第一回公判で私たちの一人に対し過料三万円の制裁がおこなわれ、その納付督促が数回くりかえされ、幻想刑としての緊張関係を増大させつつあります。これに対して、労働過程や裁判過程を通じての問題追求を含む督促中止要望書を提出しておきま

仮処分決定

した。

三、第四回公判の期日は不確定であり、私たちは法的空間のみならず法的時間をも占拠していかねばなりません。すでに私たちは、

- ① これからの公判において拘束、退廷させられる者があれば、審理の続行、とりわけ次回期日の打ち合せに応じない。
- ② 次回公判に関しては、六月十五日午後一時からであれば、②を認めることを条件に出頭してもよい。

と申し入れてあります。
四、私たちは、いわゆる求釈明を、起訴状の記述に関する疑問の提起にとどめず、起訴状の根拠、起訴状朗読に至る裁判過程の総体の批判としてとらえています。この視点から、私たちの裁判闘争に関心をもつ全ての人々が、仮装被告として登場しつつ、前述の批判を文書にして、五月中旬までに私たちのところへ提出していただきたいと思います。そして法廷において、その文書を媒介にして発言して下さい。

五、昨年の処分決定通告以降、くりかえし松下研究室の明け渡し要求がおこなわれ、権力を総動員した強制執行も予想されますが、四月八日現在、余裕をもって占拠を続行中です。いつでも散歩の気分を訪問して下さい。本もたくさんあります。

六、いままでのべたことやそれ以外の問題(例・人事院斗争、斗争史発行……)についての問い合わせは研究室か左記へどうぞ。

仮装被告(団)
連絡先 神戸市灘区高羽桶丘十
松下昇
一九七二・四・八

当事者の表示

別紙のとおり

右当事者間の昭和四十六年(ト)第八八号仮処分命令申請事件について、当裁判所は、保証として債権者に金一〇万円也を供託させたりえ、その申請を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

債務者は別紙物件目録記載の研究室に立入る等して、同室に対する債権者の使用を実力をもって妨害してはならない。

申請費用は債務者の負担とする。

昭和四十六年四月八日

神戸簡易裁判所
裁判官 田中 観一郎

当 事 者 目 録

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号
債 権 者 国
右代表者 法務大臣 植木 庚子郎
右債権者 指定代理人 上野 至
同 東 光 宏

同 坂梨良宏
同 池谷勝昭
同 竹村正幸
同 黒田一二
神戸市灘区高羽字楠丘十番地
債務者 松下昇

物件目録
神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号所在国立神戸大学教養部建物
A棟四階四三〇号室面積一九・四四平方メートル

私物の引取り方について(通知)

このたび貴殿に対し、神戸地方裁判所から神戸大学教養部建物A棟四階四三〇号室の立入禁止命令がありましたので、同室内にある貴殿の私物一切を次の日時までにお引取り下さい。

一、昭和四十六年四月九日(金)正午まで右日時までにお引取りのないときは、神戸大学でとりまとめ留置いたします。その際に生ずる一切の責について神戸大学は負いませんので、ご承知おき下さる。

昭和四十六年四月八日
神戸市灘区鶴甲一丁目二番一号
神戸大学教養部長
湯浅光朝 印

神戸市灘区高羽字楠丘一〇
松下昇 殿

松下研究室前のいくつかの表現

不滅のハバリケード

権力に真実をうり渡した者たちの、空間、書類、私物……の処理方法が、歴史によって必ず裁かれるであろう。

うすぎたないぬりこめとロックアウトの内部にとじこめられたのはおまえ達だ、権力よ！ 寒々しい床の上には書物のない本だな、すわり手のないイス、人の向いあわぬソファ、テーブル。おまえらの権威がはじけずな相ほうでここに位置する！

われらは決してゆるしはしない一つの意志を深く胸にひそませたのち、ここから、全世界へ旅立ちとう。

目に見えぬ旅！

公 示

神戸大学は、かねてより松下昇氏に対し、研究室の明け渡しを再三にわたって要求してきたが、同氏はこれに応じなかった。因は神戸簡易裁判所に対し、仮処分を申請していたが、本日簡易裁判所より左記のとおり決定があったので公示する。(かっこ内は注記)

記

債務者(松下昇)は、別紙物件目録記載(神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号所在国立神戸大学教養部建物A棟四階四三〇号室)の研究室内に立入る等して、同室に対する債権者(国)の使用を實力をもって妨害してはならぬ。

昭和四十六年四月八日
神戸大学長 戸田義郎
神戸大学教養部長 湯浅光朝
以上

仮処分異議申立書

申立人(債務者) 神戸市灘区高羽楠丘十 松下昇
被申立人(債権者) 東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号 国
右代表者 法務大臣 植木庚子郎

記

神戸簡易裁判所が、右当事者間の昭和四十六年(特)第八号仮処分命令申請事件について四月八日におこなった仮処分決定を取消す、同時に申請を却下する、訴訟費用は債権者の負担とする、との判決を求める。

異議申立の理由

一、債権者による仮処分命令の申請は、債務者が昭和四十五年十月十六日に懲戒免職されたとの認定にもとずいておこなわれていると考えられるが、この処分過程に重大な誤りが存在することは周知の事実であり、債務者は、その不当性を追求する手段の一つとして、昭和四十五年十一月十六日に人事院に提訴しており、公開審理が、これから開始される予定である。少くとも、人事院の審理終了までは、研究室明け渡し要求の根拠はない。

二、神戸大学教養部の慣例として、教官が退職、転任した場合も、その後数ヶ月ないし一年にわたって研究室の使用が認められている。今回の場合、免職の日付から半年しか経過しておらず、まして処分自体が最終決定しているのではないから、仮処分の申請は何重にも不当である。

三、さらに債権者が申請をおこなうにいたる過程は、研究室問題、ひいては大学問題に、具体的な関係をもつ教官、職員、学生の意見を殆んど聞かずに管理者の発想によって一方的に強行されていることが明らかである。従って債権者の申請過程の手續き内容のみならず、それが、他に想定しうる解決方法の中で、どのような位置を占め、どのように秘密かつ独善的に提起されてきたかということを重視しなければならぬ。

四、債権者は研究室が不足しているとの見解を有しているようであるが、これには、いくつかの反証がある。また債務者としても、教養部の慣例に従って、研究室の配置が教授会において決定されるならば、現在の研究室を他の教官と共同で使用してもよいという考えをもっている。研究室は、その名の示すように、真の意味

での研究がおこなわれる場所であり、物件目録にあるような「面積一九・四四平方メートル」の空間としてはとらえきれないであろう。

五、松下研究室の重要な意味について。一般に教養部の研究室は、週に二〜三回登校する教官によって数時間使用されているのが現状であり、殆んど使用されない研究室もかなりある。これに比して、松下研究室は、神戸大学の斗争が始まる以前から現在に至るまで一貫して、殆んど毎日使用され、あらゆる人間に差別なしに開放されていた。ここでは研究図書などを媒介にして、あらゆる領域に関する討論、学習、研究……が自発的かつ持続的におこなわれ、その成果は広く内外に知れ渡っている。この点からみるならば、債権者の仮処分申請や執行は、本質的な学問、思想の自由を踏みにじっていることができる。申請の保証金十万円は、笑止という他ない。

六、仮処分の執行は、決定書が債権者に到着していない段階の四月九日午後、債権者が決定書を読んだ上で法的な手続きをとる余裕を与えず、また、研究室内の私物（債権者のものだけではない）を整理するための時間をとらず、それらの私物を債権者が責任をもって留置するという保証もおこなわずに物品の隠置とドアの閉鎖が強行されており、回復不可能な損害を与えている。このような逸脱行為の責任追求と、完全な復元とを、あわせて申し立てる。

付記

- a、申立代理人弁護士の名簿および異議申立書
- b、利害関係を有する第三者の補助参加の申立書および異議申立

書

c、債権者の異議申立補充書
などは、追って提出するが、債権者としては、口頭弁論が早い時期に開始されることを希望しているので、前記の文書は裁判過程で提出してもよいと考えている。

昭和四十六年四月十二日

松下 昇

印

神戸簡易裁判所御中

あとがき

四月八日、神戸大学が「国」の名において神戸簡裁へ申請していた松下研究室「明け渡し」の仮処分が、同簡裁によって認められ、翌日の深夜、大学は松下研究室を逆封鎖しました（その経過、その不当性については通信4号と本号を参照）。松下さんは同簡裁へ四月十二日、仮処分にたいする異議申立をおこなっています。この件についての裁判が、したがって、近くひらかれるはずですが、ほくらも「研究室」の意味を問いかえしながら、これにかかわってゆきたいと思っています。

この号には、闘争過程に自主講座などがかかわり、現在「任期切れ」解釈を通告されている同大学理学部助手、池田研二氏の通信が加わっています。「任期切れ」という理由そのものも不当であることは、お読みになれば明白でしょう。同氏は、身分保全の仮処分をもとめて裁判闘争にむかおうとしており、掲載した通信に添えて、つぎのように書いてこられています。「裁判は、まったく消耗なのですが、それをやりぬかないと、どうにもならないという感じですが……裁判がどうなるか予断はできませんが、改革案がデタラメであることは既に明らかであると思われるので、結局、論点は、⊖大学側は、業務拒否等を持ち出してきているであろう、そうすれば、改革案というパッケージが明らかになるだけであろう。⊕大学は労働基準法の適用を受けるか否かが、『三年任期』で問題となる。仮りに適用を受けないとすれば、大学における教員は、肉体労働を己から切り離したが故に、労基法の対象にならない精神労働の特権

を得たことになるといって、何とも皮肉な結論に至る。……」

この号は関東センターが編集にあたる順番でしたが、都合で関西に代りました。次号は関東で編集します。(N)

PS 日大理工学部の徳永氏からの通信を追加しました。